



## 平成27年度補正(平成28年実施)小規模事業者持続化補助金の公募について

平成27年度補正(平成28年実施)小規模事業者持続化補助金の公募を下記の通り開始します。

本事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓(創意工夫による売り方やデザイン変更等)の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

小規模事業者(注1)が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。補助上限額:50万円(注2、注3)。

(注1)小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業

として営む商工業者(会社および個人事業主)」であり、常時使用する従業員の数が20人以下(卸売業、小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下)の事業者です。

(注2)補助対象経費75万円の支出の場合、その2/3の50万円を補助します。

同様に、補助対象経費60万円の支出の場合は、その2/3の40万円が補助金額となります。

(注3)以下の場合は、補助上限額が100万円に引き上がります。

- ①雇用を増加させる取り組み      ②買い物弱者対策の取り組み      ③海外展開の取り組み

(注4)原則として、個社の取り組みが対象ですが、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も応募可能です。その際には、補助上限額が100万円～500万円となります(連携する小規模事業者数により異なります)

### 1. 受付締切

平成28年5月13日(金)締切日当日消印有効

お問合せ 黒川商工会 ☎ 4 7 - 2 4 1 9

## 平成28年度「雇用保険料率」が引き下げられます

平成28年4月1日以降の雇用保険料率を労働者負担・事業主負担ともに引き下げられます

事業の酒類	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	4/1000 (5/1000)	7/1000 (8.5/1000)	11/1000 (13.5/1000)
農林水産	5/1000 (6/1000)	8/1000 (9.5/1000)	13/1000 (15.5/1000)
建設の事業	5/1000 (6/1000)	9/1000 (10.5/1000)	14/1000 (16.5/1000)

但し、法案が国会で成立した場合になります

## 小規模企業共済が4月1日より制度が改正されます

小規模企業共済は個人事業主や会社役員が廃業・退職などに備える共済制度です。

平成28年4月1日より制度改正が実施予定となっております。

★一定の共済事由について、受取れる共済金額がアップします。

①個人事業主が「配偶者又は子に事業の全部を譲渡した場合」の共済事由が引き上げられます  
「準共済事由」⇒「A共済事由」へ

②個人事業主の配偶者又は子への事業の全部譲渡に伴い、共同経営者が、配偶者又は子に事業(共同経営者の地位)を全部譲渡した場合の共済事由が引き上げられます

「準共済事由」⇒「A共済事由」へ

③会社等役員の退任(疾病・負傷・死亡・解散を除く)のうち、退任日において65歳以上の場合の共済事由が引き上げられます  
「準共済事由」⇒「B共済事由」へ

※詳しい内容については商工会にお問い合わせください